

宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県における環境保全型農業直接支援対策に係る事業を円滑に実施するために、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国環境交付金交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国環境交付金実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「国推進交付金実施要領」という。）及び宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業交付金交付要綱（令和7年4月1日。「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(農業生産活動)

第2 支援の対象となる農業生産活動は、国環境交付金交付等要綱別紙第1の4に規定するものとする。

(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(1)のア、ウ及びエまたその施用量についてはイの要件を以下の要件に代え、これらの要件をすべて満たすものとする。

- 1) 稲わら堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。
- 2) 稲わら堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね1.0トン以上施用するものとする。
- 3) 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。
- 4) 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.75トン以上施用するものとする。

(2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組

緑肥の施用は、カバークロップ（主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組。以下同じ。）、リビングマルチ（主作物の畝間に緑肥を作付けする取組）又は草生栽培（果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組）のいずれかの取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(2)の要件をすべて満たすものとする。

(3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組

炭の投入は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに、支援対象農業者が購入した炭又は支援対象農業者が自ら製造した炭を施用する取組であって、国環境交付金実施要領第4の1の(3)の要件をすべて満たすものとする。

(4) 有機農業

有機農業の取組は、国環境交付金実施要領第4の1の(5)の要件をすべて満たすものとする。

(5) 取組拡大加算

取組拡大加算（有機農業の取組の拡大に向けた活動）は、国環境交付金実施要領第4の1の(7)の要件をすべて満たすものとする。

(県の慣行レベル)

第3 国環境交付金実施要領第4の2の(1)の県の慣行レベルは、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で定める県慣行栽培基準とする。

(交付単価)

第4 第2の対象活動に係る国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たり単価は、別紙のとおりとする。

(交付額の算定)

第5 国からの交付金（国費）及び県の交付金（県費）は、国の配分方法に準ずる。

2 県の交付金（県費）は、市町村の交付金（市町村費）と同額の支援を行う場合に交付するものとする。ただし、地方公共団体が交付する交付金（県費と市町村費の合計）が国からの交付金を上回る場合は、地方公共団体が交付する交付金（県費と市町村費の合計）と国からの交付金（国費）が同額になるように調整するものとする。

(1) 市町村へ交付する県の交付金（県費）の総額が県の予算額（国からの交付金除く。以下「県予算上限額」という。）を下回る場合、県の交付金（県費）は、別紙に定める交付単価に第5の1の配分率を乗じて得た額の4分の1に、対象活動面積を乗じた額とする。

(2) 県の交付金（県費）総額が県予算上限額を上回る場合、国環境交付金実施要領別記4に定めるところに基づき、県の交付金（県費）の交付額の調整を行うものとする。

(3) 国環境交付金実施要領別記4による国の交付金の交付額の調整が行われた場合、国の交付額の2分の1の額を上限として県の交付金（県費）の交付額の調整を行うものとする。

(抽出検査)

第6 国環境交付金実施要領第8の7の(1)の抽出検査は、県地方振興事務所又は県地方振興事務所地域事務所が、農業者団体等が保管している証拠書類等について検査を行う。ただし、あらかじめ農業者団体等が市町村へ証拠書類等を提出している場合は、その書類等の確認をもって現地検査に代えることができるものとする。

抽出検査数は、別に定める。

（環境保全型農業直接支払推進交付金の事業着手）

第7 環境保全型農業直接支払推進交付金の事業の着手は、当該交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、市町村長は交付決定前着手届（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（第三者委員会の設置）

第8 県は、国環境交付金交付等要綱第6のとおり、第三者機関を設置する。設置に係る規程は、別に定める。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る事業から適用する。

(別紙) 支援の対象となる農業生産活動と交付単価について

対象活動	国の交付金と一体的に 地方公共団体が交付 する交付金を加えた交 付金の10アール当たり の単価
5割低減の取組と 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 を組み合わせた取組	
水稲に稲わら堆肥を施用 注1)	3, 600円
水稲以外の作物に稲わら堆肥を施用 注1)	3, 600円
水稲に稲わら堆肥以外の堆肥を施用 注2)	3, 600円
水稲以外の作物に稲わら堆肥以外の堆肥を施用 注2)	2, 600円
5割低減の取組と 緑肥の施用 を組み合わせた取組	5, 000円
5割低減の取組と 炭の投入 を組み合わせた取組	5, 000円
5割低減の取組と 総合防除 を組み合わせた取組	
飼料用米以外の作物	4, 000円
飼料用米	2, 000円
有機農業の取組	
飼料用米以外の作物で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合	16, 000円
飼料用米以外の作物	14, 000円
飼料用米	3, 000円
取組拡大加算 ・ 有機農業（飼料用米以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援。 ・ 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援。	4, 000円

注1) 1 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）以下のものとする。

2 稲わら堆肥を水稲に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。

3 稲わら堆肥を水稲以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね1.0トン以上施用するものとする。

注2) 1 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥（稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）超のもの）やバーク堆肥等とする。

2 稲わら堆肥以外の堆肥を水稲に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.5トン以上施用するものとする。

3 稲わら堆肥以外の堆肥を水稲以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.75トン以上施用するものとする。

(様式第 1 号)

年度環境保全型農業直接支援対策に係る事業
(環境保全型農業直接支払推進交付金)
交付決定前着手届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村所在地住所
市町村長氏名

宮城県環境保全型農業直接支援対策に係る事業実施要領第 7 の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、都道府県が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
市町村推進事業				